

引越しされた時（転校について）

転校（転出）の手続きは次のようになります。給食費等の精算をしますので早めに学級担任または事務へお知らせください。

池田市以外の市町村へ引越しされたとき

①池田市役所総合窓口課（1階）で、住民異動（転出）の届けをすると同時に転退学手続きを行います。

- ・ 池田市以外の市町村へ引越しされたときの住民異動届けの受付は、転居日の2週間前からからです。

【参考】

☆総合窓口課で転出手続き後に、学務課での手続きを案内されます。

☆区域外就学の手続きがある場合や春休みなどの転退学手続きは、
学務課で行います。

- ・ 届けをされると「転出証明書」と「就学及び異動通知書」が発行されます。
「転出証明書」は転出先の市町村へ提出されるものです。
「就学及び異動通知書」は石橋南小学校へ提出をお願いします。

②石橋南小学校で、転校（転出）手続きをします。

- ・ この時、学務課で発行された「就学及び異動通知書」を提出してください。
- ・ 石橋南小学校では、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。
「在学証明書」と「教科書給与証明書」は、転出先学校へ提出するものです。
市町村によっては、教育委員会へ提出するところもあります。

③転出先の市町村の役所で、住民異動（転入）の手続きをします。

- ・ この時、池田市役所で発行された「転出証明書」を提出します。
- ・ 窓口では、通学される学校を指定または教育委員会へ行くよう指示されます。教育委員会へ行くよう指示された場合は、教育委員会で通学する学校を指定してくれます。

④転出先学校で、転入の手続きをします。

- ・ 石橋南小学校で発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を提出してください。

池田市内で引越しされるとき

①池田市役所総合窓口課（1階）で、住民異動（転出）の届けを出します。

引越し完了後（転居当日から14日以内）に届けることになっていますが、できるだけ早く届けてください。事前の届出はできません。

- ・住民異動手続き後、速やかに学務課（5階）へ行き、転退学の手続きをします。「就学及び異動通知書」と「転入学通知書」が発行されます。

②石橋南小学校で、転校（転出）手続きをします。

- ・この時、学務課で発行された「就学及び異動通知書」を提出してください。
- ・石橋南小学校では、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。「在学証明書」と「教科書給与証明書」は、転出先学校へ提出するものです。

③転出先学校で、転入の手続きをします。

- ・転出先の学校へは、学務課で発行された「転入学通知書」と石橋南小学校で発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を提出してください。

住民異動届は済んでいるが、一定期間の校区外通学の承諾をもらわれている時

承諾期間10日前から転校手続きをおこないますので、承諾書を持って、池田市教育委員会学務課へ行って、手続きしてください。

